

◆ 「授業料の分納・延納申請」を希望される学生さんへ

経済状況により、授業料を納めることができない場合、期日（前期分授業料 4 月 25 日、後期分授業料 10 月 25 日）までに申請することにより、授業料を分納・延納することができます。

▷分納（※）・延納制度における納付期限について

1 期：申請した学期の 9 月末日【9 月に卒業（修了）する場合は 8 月末日】

2 期：申請した学期の 3 月末日【3 月に卒業（修了）する場合は 2 月末日】

※分納回数について 6 回まで

なお、期日までに申請が間に合わなかった方は、財務施設課へご相談ください。

財務施設課：088-847-8572、ike-zaimushisetsu@cc.u-kochi.ac.jp

◆ 経済的支援（奨学金）を希望される学生さんへ

問合せ：学生・就職支援課 088-847-8577、gakusei1@cc.u-kochi.ac.jp

1) 日本学生支援機構 給付型・貸与型奨学金

高校で「予約採用」に申し込まなかった、または申し込んだが不採用となった新一年生、また、2 年生～4 年生の学生で、現在借りている奨学金の種別変更（1 種⇔2 種）、別の種別を増やして併用貸与（1 種、2 種を両方借りる）を希望している方は、今回の在学採用で申請することができます。

※高等教育の修学支援新制度（高等教育

無償化）を利用する場合は、給付型奨学金に採用されることが必要です。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/zaigaku.html>

2) 日本学生支援機構 給付型奨学金（家計急変）

予期できない事由により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金の支援対象となります。

※新型コロナウイルス感染症による収入減少があった場合、国および地方公共団体が実施する支援を受けた証明の提出が必要です。

※高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）を利用する場合は、給付型奨学金に採用されることが必要です。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

◆ 経済的支援（授業料減免）を希望される学生さんへ

問合せ先：学生・就職支援課 088-847-8577、gakusei1@cc.u-kochi.ac.jp

1) 高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）に係る入学料および授業料の減免

令和2年度から国は、給付型奨学金の支援対象となる世帯の範囲、支援額の規模共に拡充しました。日本学生支援機構の給付型奨学金に採用された学生は、授業料および入学料の減免を受けることができます。

申請方法：日本学生支援機構の給付型奨学金を申請し、採用された学生に対し、減免申請用の書類をお渡しいたします。

減 免 額：給付型奨学金生の認定支援区分に応じて、減免額が決定されます。

第一区分 満額支援

第二区分 2/3 支援

第三区分 1/3 支援

詳細は下記 URL をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

2) 高知県立大学授業料免除制度

「高知県立大学授業料等免除細則」に基づき、経済的理由により授業料の納付が著しく困難であり、かつ学業成績優秀と認められる学生に対し、申請により 1 年間授業料の全額または半額を免除します。 < 1 号申請 >

申請期間：令和2年6月中旬～7月下旬（予定）

要 件：成績基準及び家計基準を考慮し、決定。

●成績基準 学部生 GPA3.30 以上 大学院生 評定平均 80 点以上

※1 回生は前期の成績で判定

●家計基準 提出書類にて審査

また、家計急変を事由とする特別な事情により、納付が著しく困難であると認められる場合に申請が可能です。 < 2 号申請 >

申請期間：随時

※事由が生じた12ヶ月以内に申込が必要。

※1号申請に必要な書類に家計急変を証明する書類を追加

◆その他

修学支援以外の制度のうち、経済的に困難な場合に活用できる制度等をご紹介します。

【生活福祉資金貸付金（緊急小口貸付貸付等の特例貸付）】

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯の方に対し、無利子・20万円以内で貸付を行う等の制度です。

- ・ 申込時期：随時
- ・ 問合先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫（ろうきん）

【生活福祉資金貸付金（教育支援資金）】

低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、無利子・月6.5万円以内（大学の場合）で貸付をうけられる制度です。また、入学に際し必要な経費について、50万円以内でまとまった額の貸付も行っています。

申込時期：随時

問合先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

【母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）】

母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・59万円以内（私立大学の場合）、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月14.6万円以内（大学で自宅外通学の場合）で貸付を受けられる制度です。

対象者：母子・父子・寡婦家庭の方

申込時期：随時

問合先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当